

30 消安第 3572 号
平成 30 年 10 月 31 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の全部改正について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、引き続き、アフリカ豚コレラの発生予防及びまん延防止措置の徹底に御協力方よろしくお願ひします。

写

30 消安第 3572 号
平成 30 年 10 月 31 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の一部改正について

アフリカ豚コレラについては、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 3 条の 2 第 1 項に基づき公表されている「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成 25 年 6 月 26 日農林水産大臣公表。）に従い、発生予防及びまん延防止対策を進めてきたところです。

本日、防疫指針を改正したことに伴い、「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（平成 25 年 6 月 26 日付け 25 消安第 1267 号農林水産省消費・安全局長通知）を別添のとおり改正しましたのでお知らせします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となって、本病の発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。